平成２８年（フ）第１９２号
沖縄県浦添市前田３丁目２番14号　新屋アパート302号
債務者　比嘉　安生
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３４号
山形県鶴岡市大塚町19番27号
債務者　池田　翼
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　晴夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１７３号
岐阜県美濃市2564番地10　メイプルコーポＢ203号室、前住所岐阜県関市大杉795番地４　セントフォーレスＡ201
債務者　古田真利子（旧姓幅）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　圭祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６５３号
京都市伏見区横大路東裏町50番地１　バンブーイン106号
債務者　小山　宜孝
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
宮崎市中村西２丁目７番８号　ＧｒａｎｄＣｈａｔｅａｕＳ＆Ａ301号
債務者　浜門　典子（旧姓佐土原）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７４６号
埼玉県川口市戸塚東１丁目２番31号　東川口グリーンハイツ301号
債務者　栗田　照幸
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　譲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
金沢市円光寺３丁目９番12号
債務者　ラウンジいわてこと　高久美和子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　桜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７９号
北海道江別市文京台東町８番地の５　ＴＷＩＮＢＯＸ５―207
債務者　山口　信吾
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８６号
札幌市白石区北郷４条13丁目２番13号
債務者　齊藤　懸一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井田芳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
宮崎市大字恒久1493番地
債務者　鬼束　勇輝
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６号
岐阜県揖斐郡池田町池野550番地の７
債務者　エス花店こと　西脇　順次
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
岐阜県揖斐郡池田町池野550番地の７
債務者　西脇　淳子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８号
福島県西白河郡西郷村大字米字中山前210番地１　アトリエールＡ206
債務者　倉持　智史
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福島県西白河郡矢吹町大町253番地　ベル・コモンズ202
債務者　大石　茂
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
新潟市東区太平２丁目17番地13
債務者　宇鉄　昇
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
新潟市西蒲区旗屋543番地
債務者　岩野　聡
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
新潟市北区下土地亀3391番地４、前住所新潟市中央区高志１丁目14番６号　レジデンスレイクサイド603号
債務者　長谷川みどり
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部